

防災技術エキスパートを募集します！

東南海・南海地震の来襲が予想される中、広域で甚大な災害の初動期における迅速な情報伝達や応急復旧体制の確立が喫緊の課題となっています。県では、民間技術力を活用し行政と地域が連携する防災技術エキスパートの登録制度を始めました。

災害時を乗り切るためには技術や経験が役立ちます。あくまでボランティアとして、個人が地域の中でできる範囲での参加を歓迎します。

地域が自立して災害に対応し、生命を守り、いち早く復旧・復興し、生きていてよかったと思える明日をつくるために、是非、防災技術エキスパートの活動にご参加下さい。

□活動内容

大災害発生時における

- ①公共土木施設の被災情報の通報
- ②被災箇所の状況把握や拡大防止のための助言等

平常時における

- ③地域における予防対策への助言、防災技術普及活動への支援等

□活動体制

- ・災害時における事務局（和歌山県県土整備部県土整備総務課）、各振興局建設部と各地域の防災技術エキスパートの方の連携を図ります。（連絡網の整備）
- ・災害時に有効に機能するよう平常時からの連携を図ります。（訓練、研修等の実施）

□要件

- ①公共土木施設の整備・管理の経験者または資格保有の技術者
- ②県内に在住または就業し、ボランティアとして活動できる者
- ③復旧への努力、誠意があり、施設管理者・一般ボランティアと協調して活動できる者

□その他

- ・登録料、年会費等は必要ありません。

□登録方法

- ・次ページの登録・変更申請用紙に必要事項を記入の上、下記FAX番号へご送信願います。
- ・E-mail や電子申請[<https://www.epref-wakayama.jp/sinsei/POTopServlet>]でのお申し込みも承っております。

□お問い合わせ先

和歌山県県土整備部河川課防災班（担当：片家、太田）

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

TEL 073-441-3074

FAX 073-433-2147

E-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp

要綱、要領の閲覧、登録用紙の配布及び登録受付は

各振興局建設部等でも行っています。詳細は上記電話番号までお願いします。

別記第1号様式(要領第5条関係)

防災技術エキスパート 登録・変更・更新 申請用紙

申請年月日 平成 年 月 日

申請年月日を記入し、登録・変更・更新のいずれかを○で囲み、太枠内を記入して下さい

フリガナ			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
住所	〒		
電話番号	携帯番号	FAX	
E-mail			
要件区分※)	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	資格名	<input type="checkbox"/> 技術士(総合技術監理部門) <input type="checkbox"/> 技術士(建設部門) <input type="checkbox"/> 技術士(上下水道部門) <input type="checkbox"/> 技術士(応用理学部門) <input type="checkbox"/> RCCM <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> その他()
エキスパートとしての活動 (初回登録の場合に記入)			
変更になった理由 (変更の場合に記入)			
エキスパートとしての活動 (初回登録の場合に記入)		<input type="checkbox"/> 土木施工管理技士 <input type="checkbox"/> 建設機械施工技士 <input type="checkbox"/> 管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 土木学会認定技術者 <input type="checkbox"/> 測量士 <input type="checkbox"/> 気象予報士	

事務局が入力

受付日	通報・連絡等の登録建設部
担当者	
登録番号	

資格要件区分 A~D について

A~C は、下記要綱第3条第1号に示す者を基本として、以下のように定める。

- A: 資格名の欄にある資格を保有している者
- B: 永年にわたり公共土木施設の管理等の経験を有する者
- C: 和歌山県、市町村の土木関係部署で技術・管理を経験した職員
- D: 同上職員○B

和歌山県防災技術エキスパート制度要綱

第3条 防災技術エキスパートは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 施設管理者又はその業務の受託者として公共土木施設の整備及び管理についての経験を有する者又は土木に関連した技術資格を保有する者であつて、公共土木施設の被害状況に応じ一定の技術的把握ができる知識を有する者であること。

初回登録時の「エキスパートとしての活動」については特筆すべきものがある場合に入力して下さい。